

# 社会福祉協議会とは

## 1. 社会福祉協議会（社協）とは

社会福祉協議会（しゃかいふくしきょうぎかい）とは、行政関与によって戦前から戦後に設立された地域福祉の推進を図ることを目的とする民間団体で、略して社協と呼ばれています。

民間団体ですが、法律「社会福祉法」に定められ、行政区分ごとに組織されています。

「社会福祉法」・・・詳細は次ページの“社会福祉法とは”による・・・

## 2. 地区社会福祉協議会（地区社協）とは

地区社会福祉協議会は、区域内において地域福祉の推進を図ることを目的とする団体で、横浜市に256団体、泉区には、人にやさしい住みやすいまちづくりをめざした活動をしていくために、12の地区社会福祉協議会が設けられています。

### ①地区社協の構成

地区社協は広く地域住民や福祉団体、社会福祉施設、民生委員、当事者組織などが加入し、ネットワーク組織として活動しています。

・・・詳細は次ページの“地区社協の構成”による・・・

### ②地区社協の成り立ち

横浜市で地区社協が誕生したのは戦後間もない昭和27年の事です。翌28年に発行された「地区社協活動事例」によると、地区社協は「その地域に住む人のために（略）あらゆる社会問題を取り上げて、住民の生活環境を精神的にも物理的にも健康的に、文化的に豊かになるものにしようという大目的をもって出発した」とあります。

また「赤い羽根共同募金」を地域で有効に活用するための団体として、様々な福祉の啓発活動や在宅福祉活動などに取り組んできました。

更に、平成12年の社会福祉法の改正に伴い、市・区社協が「地域福祉を推進する団体」と明示されたことにより、地区社協は、地域福祉保健活動の中心として、その力が大きく求められています。

### ③地区社協の目的

生活課題が多様化し制度や施策だけでは解決できない課題が多くある中、住民同士の助け合いである地域福祉保健活動に多くの期待が寄せられており、地域福祉時代の到来ともいえます。只、時代は変化しても地域福祉の理念は「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなで作ります」ことです。

「誰もが安心して暮らせる地域」は地区社協が目指している

「一人ひとりの困りごとを解決できる地域」と重なります。

目的を達成するために

「ネットワーク組織である特徴を生かして困りごとを見つけ話し合い」

「活動をとおして解決していく」ことを、横浜の地区社協が目指す形としています。

注) 参考資料：横浜市社会福祉協議会「地区社協の手引き」、緑園地区社協「ホームページ」

# 地区社協と社会福祉法の関係

## 1. 社会福祉法とは（『日本大百科全書』より）

1951年（S26）制定の社会福祉事業法を改正、名称変更して2000年（H12）5月に公布、施行された法律。福祉サービスの利用者の利益の保護、地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明適正な実施の確保、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。社会福祉事業の範囲を定め、福祉サービスの基本的理念を「個人の尊厳の保持を目的とし能力に応じた自立的日常生活を支援するもの」としてとらえ、地域福祉推進を図り社会福祉事業者は利用者の意向を十分に尊重すること、国および地方公共団体が福祉サービスを提供する体制確保を図ることなどを定めている。

利用者本位の社会福祉制度の実現に向けた改正であるとされており、「措置から利用へ」「利用者の利益を保護する仕組み」「社会福祉事業の追加、拡充による福祉サービスの活性化」「地域福祉の推進」などがうたわれている。

- ◆平成12年に改正された「社会福祉法」で、地域福祉を推進する事項を定める計画として、市町村地域福祉計画が位置づけられた。

### 社会福祉法第4条：地域福祉の推進より

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行うものは、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

- ◆平成30年4月に一部改正があり、地域福祉計画の策定が努力義務とされた。

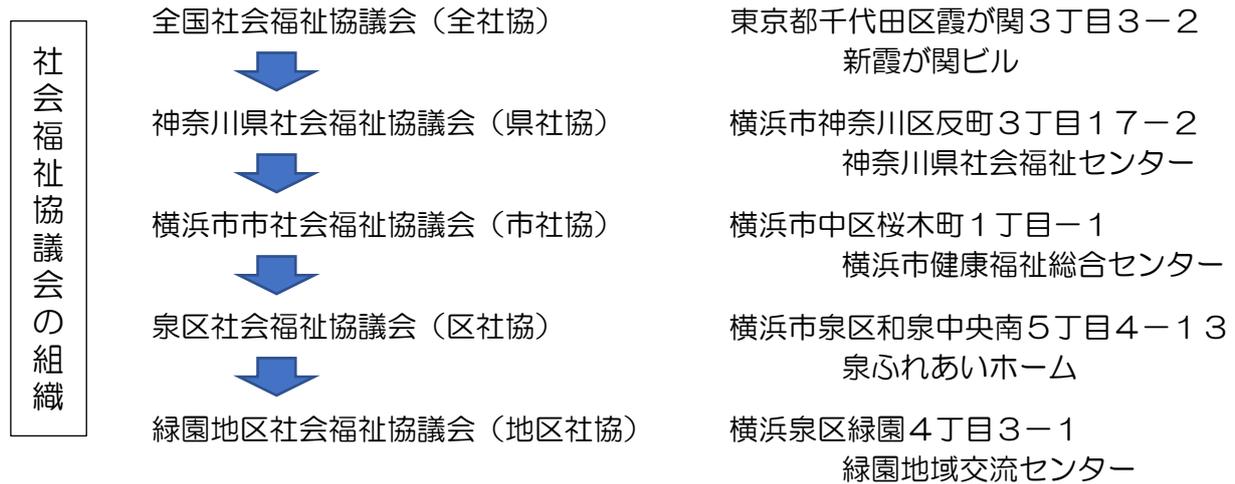
### 社会福祉法第107条：市町村地域福祉計画より

1. 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする。
2. 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
3. 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

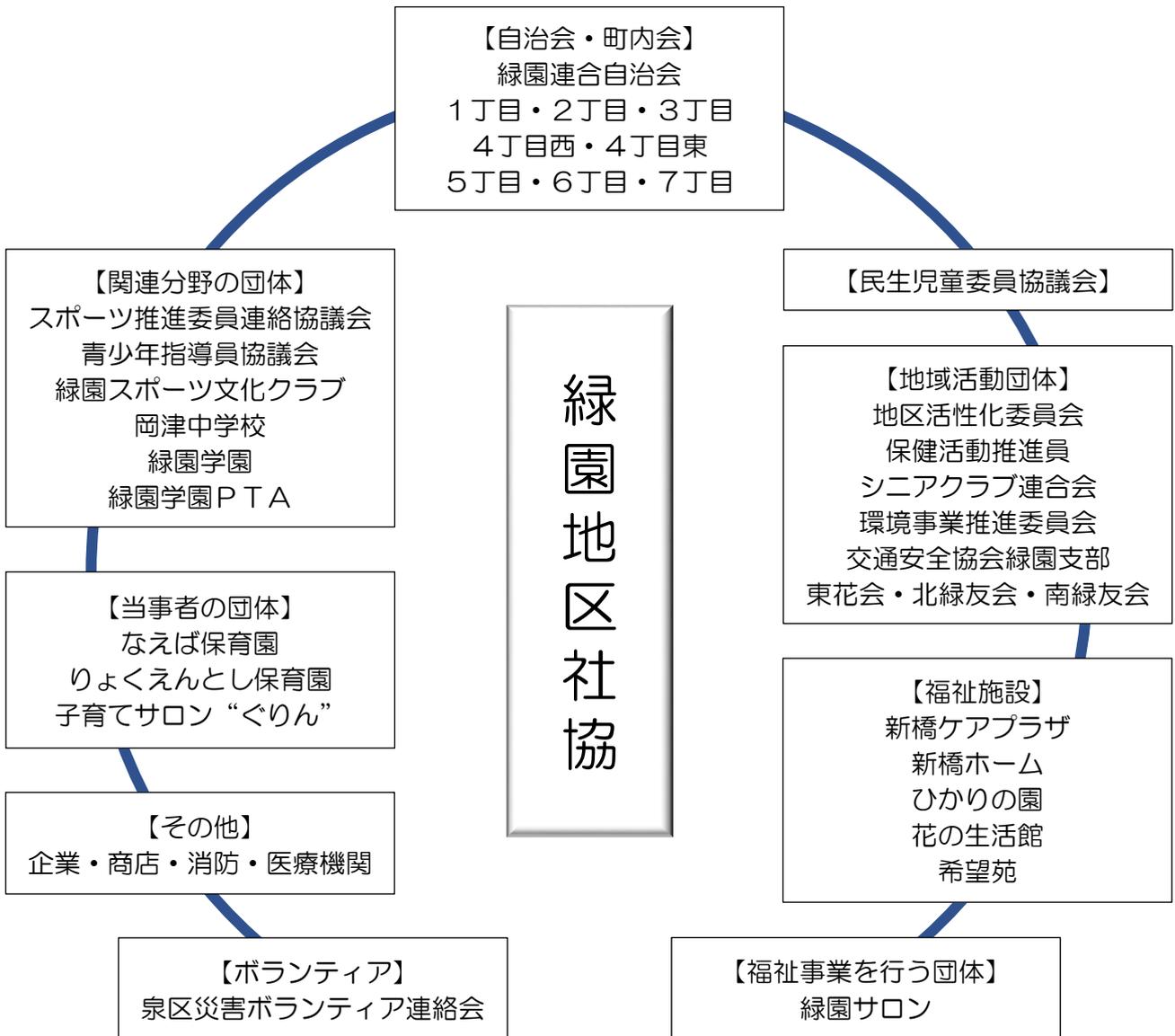
※令和2年4月1日現在で、全国市町村地域福祉計画の策定率は80.7%です。

注) 参考資料：泉わくわくプラン（第4期泉区地域福祉保健計画） 令和3年8月発行

# 社協組織と地区社協の構成



## 《地区社協の主な構成会員》



注) 横浜市の場合おおむね地区連合を単位として組織されています。